

提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

1 意見の募集期間 平成29年12月19日（火）から平成30年1月18日（木）まで

2 意見の件数 3人 21件

3 意見の内容と県の考え方

（1）「第1編第3章 推進体制」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	当該計画について、 ・いつ、どの程度の頻度で ・どの部署がどのようにして 目標管理・進捗確認・計画の修正等を行うのか明示 してほしい。	本計画の目標管理・進捗確認等については、「推進体制」において、毎年度がん対策に携わる医療機関や関係団体等で構成する「山口県がん対策協議会」にて報告及び評価を行うとともに、必要に応じて施策等の見直しを行うなど、その達成に向けた取組を進める旨、記載しています。

（2）「第4編第1章 生活習慣改善や感染防止等」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	現在審議されている「健康増進法の改正」で、公共施設・場所の屋内全面禁煙の自主的实施が望まれているので、庁舎内の「敷地内、屋内全面禁煙」の周知徹底、要請をしてほしい。	本計画において、「受動喫煙防止対策を行っていない施設の割合の減少」を目標として掲げており、受動喫煙による健康被害等について施設管理者等への周知に努めるなどにより、受動喫煙防止の取組を促進してまいります。 なお、今後国会において、健康増進法改正案が審議されることとなり、その動向も注視してまいります。
3	受動喫煙対策の一環として、公共性の高い施設における全面禁煙ルールを確立、拡大することや、幼稚園や小中学校の保護者を対象とした禁煙対策の啓発、講習会開催を検討してほしい。	本計画において、「受動喫煙防止対策を行っていない施設の割合の減少」を目標として掲げており、受動喫煙による健康被害等について施設管理者等への周知に努めるなどにより、受動喫煙防止の取組を促進してまいります。 なお、今後国会において、健康増進法改正案が審議されることとなり、その動向も注視してまいります。 また、様々な機会を通じて、たばこを含むがんに関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	禁煙治療の保険適用については従前は喫煙指数が200以上などの制約があったが、中医協の改定で35歳未満の若い世代も適用となったことから、禁煙サポートの推進を若い世代にも拡大してほしい。	本計画において、「成人喫煙率の減少」を目標として掲げており、若い世代を含む喫煙をやめたい人がやめられるよう、たばこを含むがんに関する正しい知識の普及啓発や禁煙外来医療機関の紹介などにより、禁煙支援に取り組んでまいります。
5	治療や入院加療等に至っても、なお喫煙し続ける患者が少なくないので、医療費適正化の観点からみても、治療を打ち切り、強制退院とする等、抜本的な対処、対策を講じてほしい。	様々な機会を通じて、喫煙による健康への悪影響等、たばこを含むがんに関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。
6	喫煙、受動喫煙のたばこ対策に「非燃焼の加熱式たばこ」を含めてほしい。	今後国会において、施設における受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案が審議されることとなり、その中で「加熱式たばこ」も規制対象とするか否か審議されることから、その動向を注視してまいります。
7	喫煙や受動喫煙は、歯周病や口内炎、舌がんや食道がんなどとの因果関係があるので、これらを強調するとともに、施策・啓発も進めてほしい。	様々な機会を通じて、喫煙による健康への悪影響等、たばこを含むがんに関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。
8	公共施設、飲食店、職場、家庭等においては「分煙」ではなく、「全面禁煙」を徹底、推奨してほしい。	<p>多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙という基本方針のもと、本計画において、「受動喫煙防止対策を行っていない施設の割合の減少」を目標として掲げており、受動喫煙による健康被害等について施設管理者等への周知に努めるなどにより、受動喫煙防止の取組を促進してまいります。</p> <p>なお、今後国会において、健康増進法改正案が審議されることとなり、その動向も注視してまいります。</p>

(3) 「第7編第7章 小児がん」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
9	固形腫瘍(肉腫等)についても記載してほしい。	ご意見を踏まえ、追記しました。
10	「網膜芽細胞腫やウィルムス腫瘍のように遺伝するものもある」と記載されているが、患者の家族からは「身内に該当者がいない」との声もある。本計画の記載を再検討してほしい。	「国立研究開発法人国立がん研究センターがん情報サービス」を参考に記載しておりましたが、ご意見を踏まえ、記載内容を見直しました。
11	「ここ数十年の医療の進歩で、現在では70～80%が治る」と記載があるが、根拠を記載してほしい。	「国立研究開発法人国立がん研究センターがん情報サービス」を参考に記載しております。
12	「小児がんは種類が多く、それぞれの症例が少ないため、症例の多い病院での治療が必要」と記載されているが、本県では国が指定した「小児がん拠点病院」がなく、本県だけでは治療が完結しないことが多いことから、専門機関や小児がん拠点病院の連携について記載してほしい。	ご意見を踏まえ、より明確化するため、「今後の取組の方向性」に県外の小児がん拠点病院等の専門機関との連携強化について明示しました。

(4) 「第7編第9章 難治性がん」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	国の第3期がん対策基本計画には「難治がん」の記載もあることから、県として記載を検討してほしい。	ご意見を踏まえ、希少がんと合わせて追記しました。

(5) 表記に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	専門用語については、資料末に用語解説を付記してほしい。	ご意見を踏まえ、分かりやすい表記に努めました。
15	図面・表については通番を設定してほしい。	分かりやすいよう、通番を設定しています。
16	年次把握が誰でもできるよう、年代は元号西暦併記してほしい。	ご意見を踏まえ、年号については西暦を併記するよう努めました。

(6) 意見募集の実施方法に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
17	<p>意見募集期間に年末年始を含めた上で、同時期に関係し合うであろう6案件を同時実施、資料総ページ数は600ページを超す案件を、通常と同様の1か月の期間設定は明らかに短い。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。また、この時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示してほしい。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、各種媒体等を通じて広く意見募集を行っており、期間延長等は考えておりません。</p> <p>意見募集の時期、期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>今回の意見募集の広報・記事取り扱いがどの程度あったのか、後々「広報が十分になされたか」を判断するためにも、一般県民が広く目にする新聞にどう広告したか、「具体的（媒体、掲載日、大きさ）」に提示してほしい。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページにも掲載するとともに、新聞広告（平成29年12月25日付け山口新聞、中国新聞及び12月27日付け宇部日報に掲載）により、広報に努めました。</p>
19	<p>県広報誌に当該パブリック・コメントの記事、パブリック・コメント全般の記事、記載はなかったと記憶しているが、未記載理由を明示してほしい。</p>	<p>県広報誌は隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>
20	<p>今回の案件は「県からのお知らせ」に掲載があったが、多くの意見募集案件について県広報誌や「県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメントについてや、パブリック・コメント全般に関する記事が掲載されていない理由を明示してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思う。</p>	